

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程の制定について  
京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 17 年 3 月 30 日

京都市職員共済組合  
理事長 松井珍男子

京都市職員共済組合規程第 3 号

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程  
京都市職員共済組合執務規程の一部を次のように改正する。

第 5 条中「郵送簿」を「郵券使用簿」に改める。

別紙様式第 3 号を次のように改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(総務局人事部厚生課)

